

令和7年11月19日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月19日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社（法人番号 1010001112577）

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	美原	1両x60日	兵庫	猪名川	2両x30日
大阪	大阪西	3両x20日	奈良	和田	1両x23日
大阪	大阪東	2両x30日	滋賀	高宮	3両x34日 1両x37日
兵庫	大河内	1両x86日	滋賀	西浅井	1両x71日
兵庫	西谷	1両x106日			

3. 処 分 日

令和7年11月19日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448